



公 告

7大月町告示第140号

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林を新たに追加したい。については、森林法第10条の5第7項の規定により準用する、同法第6条第1項の規定に基づき次のとおり公告し、大月町森林整備計画（案）を縦覧の用に供する。

なお、大月町森林整備計画（案）に意見のあるものは、縦覧期間が完了する日までに大月町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月6日

大月町長 岡田 順



記

1 縦覧場所

高知県幡多郡大月町弘見2230

大月町役場 産業振興課内

2 縦覧期間

令和8年2月6日 ～ 令和8年3月5日